

## 新型コロナウイルス感染症への措置対応（第12報）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の実施期間は、東京都を含む1都3県を対象に、3月21日まで延長されました。

このような状況を踏まえ、下記の措置対応を実施しますのでお知らせします。

なお、今後の状況変化によって適宜見直しを行ってまいります。引き続き、感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

## フレッシュランド西多摩からのお知らせ

問合せ

TEL 042-570-2626

フレッシュランド西多摩では、緊急事態宣言の期間延長に伴い、引き続き、下記のとおり営業時間を短縮します。

ご利用に際しては、感染防止の観点から一部制約がございますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

□ フレッシュランド西多摩の営業時間短縮

期 間：2021年3月21日（日）まで

## 営業時間等

施設名	営業時間	備 考
浴場施設	10：00～20：00	最終受付は19：00まで
多目的施設(体育館)	9：00～17：00	夜間(18：00～22：00)の受付不可
集会施設「ふれあい館」	9：00～17：00	夜間(18：00～22：00)の受付不可

※ 営業時間の短縮に伴い、多目的施設、集会施設の夜間予約分として前納された使用料は、全額還付いたします。